

入っていますか？
労働保険

労働保険の活用が企業成長の大きなキー

生野産業会では労働保険に関するいろいろなサービスを提供しています
事務委託頂きますとさらにいろいろなメリットがあります

● 労働保険（労災保険・雇用保険）には

従業員を1人でも使用する事業主は、どのような職種でも、すべて労働保険が適用されるので手続きをしなければなりません。

（労働者災害補償保険法第3条）
雇用保険法第5条

● 労働保険事務組合とは

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受け、事業主の皆さんに代わって労働保険に関する事務を処理する団体です。

● 事務処理の委託をすると

労働保険事務組合は、事業主に代わって公共職業安定所、労働基準監督署への事務手続、労働保険料の申告・納付、及び雇用保険の資格取得・喪失、60歳到達時等賃金証明書提出等の手続きを行います。

● 事務委託できる事業主とは

中小企業法の中小企業で、かつ事業主が時使用する労働者数が下表の人数以下であれば委託できます。

金融、保険、不動産、小売業では	50人以下
卸売、サービス業では	100人以下
その他の事業では	300人以下

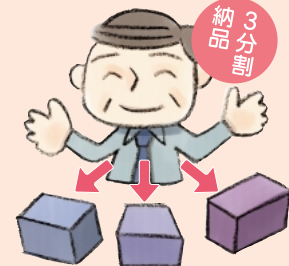
労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働災害、通勤災害、失業等の際に保険給付が行われる制度です。
また事業主にとっては各種の助成金・給付金の対象となり、事業の発展を側面から支援する制度でもあります。

● こんな時お役に立ちます…

	生野産業会
こんなとき	労働保険・労災保険・雇用保険
・従業員の採用	『雇用保険被保険者資格取得届』
・業務中の事故によりケガ	『労災申請』
・従業員が退職	『雇用保険被保険者資格喪失届』 『雇用保険被保険者離職証明書』

● 事務委託した場合のメリットは…

メリット1 分割納付が可能



労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付ができます。（事務組合に委託していない場合は、一定額を超えないと分割納付ができません）

メリット2 事務処理負担の軽減



政府から認可された事務組合が、一括して事務処理をするので、事業主の方々の事務処理の負担が軽減されます。

メリット3 事業主も労災加入

事業主及びその家族従業員は、事務組合に委託することにより労災保険に加入することができます。



メリット4

労働福祉事業の活用

労働災害被災者を援護するため、義肢等の支給、温泉療養、社会復帰のアフターケア・リハビリテーション及び遺族の就学金の支給、資金の貸付等各種の福祉制度があります。